

『東京臨海部実証実験（シミュレーション）』参加規約

本参加規約（以下、「本規約」という。）には、「東京臨海部実証実験（以下、「実証実験」という。）」を実施している東京臨海部実証実験運営事務局（以下、「事務局」という。）及び DIVEP コンソーシアム実証実験運営受託者（以下、「受託者」という。）及び実験参加者（以下、「参加者」という。）の間の権利義務関係が定められています。本実証実験の参加に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意頂く必要があります。

（目的）

第1条 本規約は、実証実験の施行について、受託者と参加者が相互に協力する上で必要な事項を定めることにより、実証実験の適正且つ円満な遂行を図ることを目的とします。

（相互協力）

第2条 事務局、受託者及び参加者は、実証実験にあたり相互に協力するものとします。

（実証実験の施行区分及び費用分担区分）

第3条 参加者は受託者が用意するサーバー上に用意するポータルサイトにネットワーク経由で接続しシミュレーション体験を行うものとします。

2 参加者は、シミュレーション体験によるフィードバックの方法により受託者の分析・評価にご協力頂くものとします。フィードバックは4条で定める報告書等の方法で行うものとします。

3 サーバーに接続するための回線利用料は参加者の負担とし、ネットワーク接続用の端末（PC類）は参加者の負担により手配するものとします。

（実験報告）

第4条 受託者から、参加者に対して、アンケート調査や評価結果に関する照会を行う場合があります。参加者は特段の理由がない限り、これに応じるものとします。

（実験結果の第三者への提供）

第5条 内閣府 SIP、関係省庁、事務局及び受託者は、実験結果の評価・総括のために、参加者の実験時の評価結果やその他調査結果を、分析作業の委託先や関係機関に開示する場合があります。なお、個社名のわかる形で開示する情報については、事前に開示可否を参加者に確認します。

(成果等の公表又は領布)

第6条 事務局及び受託者は、収集した評価結果を、個別の参加者を特定できないように処理し、実証実験の成果として公表又は領布し、また利用することができるものとします。

2 参加者は、実験でのシミュレーション結果や、関連する情報、データは公表又は領布することはできません。

3 参加者は、実験の評価や評価を通じて得られた成果等を自ら公表する場合には、受託者に許可を得るものとします。

(特許出願)

第7条 参加者が、実証実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許出願を行うおうとするときは、受託者と参加者間で協議するものとします。

(損害賠償等)

第8条 障害発生などにより、実験ができない事態となった場合、受託者は、参加者に対する損害補償等を行わないものとします。

(実証実験の期間)

第9条 実証実験の期間は2021年11月～2021年1月末を予定します。ただし、期間の変更を行う場合があります。

(実証実験参加の中止)

第10条 参加者が自らの都合で、実証実験の参加を中止する場合には、受託者及び参加者間で協議の上、実証実験参加を中止できるものとします。

2 実証実験の施行に際して、参加者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、受託者は、参加者へ実験中止の要請をすることがあります。

1) 申請事項等の全部または一部に虚偽の記載があった場合

2) 実証実験の参加要件を満たさなくなった場合

3) 参加者について、反社会勢力との関係が判明した場合

4) 内閣府から指示があった場合

5) その他、事務局が実証実験の参加を適当でないと判断した場合

(規約の変更)

第11条 本規約の内容を変更する必要がある場合には、事務局は、本規約を変更し、

変更後の規約について参加者に同意を得るものとします。

(協力事項)

第12条 受託者が必要に応じて開催する情報共有会等の会合などにおいて、受託者から参加者へ評価結果の報告等の発表を依頼した場合は、参加者には評価結果の報告等の発表に協力して頂きます。

- 2 参加者は実証実験の PR 映像撮影、マスコミ取材等のイベント、その他事務局または受託者より依頼する評価事項に協力して頂きます。

(守秘義務)

第13条 参加者は第6条2項、3項で定めるほか、実験に基づき2次的に知り得る情報について、外部に漏らしてはなりません。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、事務局、受託者及び参加者間で協議の上、定めるものとします。